

第一薬科大学機関リポジトリ運用指針

【設置の事由】

学内の教育や研究の成果等について、学内外に広く公開し知ってもらうことを目的とする。

【登録する範囲について】

1. 学術的な成果物
2. 大学の構成員または構成員であった者の著作物
3. 法規、著作権、肖像権等を侵害しないもの
4. 電子的に公開可能な形式のもの

【登録を行う者】

基本的には図書館員による

【登録の際の注意点】

法規や社会的マナーを遵守し、特に著作権、肖像権、個人の名誉等を傷つけないよう十分に配慮する。

分かりやすい公開方式等を心がけ、出来るだけ閲覧しやすい状態を維持することに努める。

【登録されたコンテンツの利用】

1. システム管理上の複製

第一薬科大学機関リポジトリに登録するにあたり、システム管理上サーバーへ複製等を行う

2. Web 上での公開

インターネットを介し電子的に広く公開する

3. ファイル形式の変換

保存もしくは公開上必要性が生じた場合、ファイル形式の変換を行うことがある

【コンテンツの登録申請について】

機関リポジトリ登録申請書に必要事項を記入してもらい、登録可能か図書館長による審査を受ける。

審査の結果、登録に不適切と判断された場合、理由と共に申請者へ連絡する。

理由が改善されない限りは、リポジトリでの公開は行わない。

ただし、研究年報編集委員会からの第一薬科大学研究年報の登録申請等、大学が出版者となるものについては、投稿規程等においてその号掲載のすべての著者より明確な許諾をとってあるものに限り、登録申請書の提出は不要とする。

【コンテンツの削除について】

登録申請者もしくは他の人からのコンテンツの削除要求があった場合、機関リポジトリ削除申請書に必要事項を記入してもらい、館長の審査を受ける。

削除妥当となった場合、理由と共に登録申請者に連絡し、削除させてもらう。連絡等とれないときは、事後に報告する努力をし、削除させてもらう。

附則

この運用指針は 2014 年 4 月 1 日をもって施行する

この運用指針は 2014 年 8 月 12 日をもって施行する